

岩手県告示第228号

建築計画概要書等の閲覧に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

建築計画概要書等の閲覧に関する規程の一部を改正する告示

建築計画概要書等の閲覧に関する規程（昭和46年岩手県告示第521号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
<p>(閲覧場所)</p> <p>第2条 概要書等の閲覧場所は、当該概要書等に記載されている建築物又は工作物の敷地の所在地を所管する広域振興局土木部又は土木部土木センター（岩手土木センターの所管区域にあっては盛岡広域振興局土木部、千厩土木センターの所管区域にあっては一関土木センター）とする。</p>	<p>(閲覧場所)</p> <p>第2条 概要書等の閲覧場所は、次の表の左欄に掲げる当該概要書等に記載されている建築物又は工作物の敷地の所在する市町村の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所とする。</p> <table border="1" data-bbox="831 761 1460 1489"><tbody><tr><td data-bbox="831 761 1203 857">八幡平市 滝沢市 岩手郡 紫波郡</td><td data-bbox="1203 761 1460 857">盛岡広域振興局土木部</td></tr><tr><td data-bbox="831 857 1203 954">一関市 奥州市 胆沢郡 西磐井郡</td><td data-bbox="1203 857 1460 954">県南広域振興局土木部</td></tr><tr><td data-bbox="831 954 1203 1050">花巻市 北上市 遠野市 和賀郡</td><td data-bbox="1203 954 1460 1050">県南広域振興局土木部 花巻土木センター</td></tr><tr><td data-bbox="831 1050 1203 1146">宮古市 釜石市 上閉伊郡 下閉伊郡（普代村を除く。）</td><td data-bbox="1203 1050 1460 1146">沿岸広域振興局土木部</td></tr><tr><td data-bbox="831 1146 1203 1243">大船渡市 陸前高田市 気仙郡</td><td data-bbox="1203 1146 1460 1243">沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター</td></tr><tr><td data-bbox="831 1243 1203 1391">久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡のうち洋野町及び野田村</td><td data-bbox="1203 1243 1460 1391">県北広域振興局土木部</td></tr><tr><td data-bbox="831 1391 1203 1489">二戸市 九戸郡のうち軽米町及び九戸村 二戸郡</td><td data-bbox="1203 1391 1460 1489">県北広域振興局土木部 二戸土木センター</td></tr></tbody></table>	八幡平市 滝沢市 岩手郡 紫波郡	盛岡広域振興局土木部	一関市 奥州市 胆沢郡 西磐井郡	県南広域振興局土木部	花巻市 北上市 遠野市 和賀郡	県南広域振興局土木部 花巻土木センター	宮古市 釜石市 上閉伊郡 下閉伊郡（普代村を除く。）	沿岸広域振興局土木部	大船渡市 陸前高田市 気仙郡	沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター	久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡のうち洋野町及び野田村	県北広域振興局土木部	二戸市 九戸郡のうち軽米町及び九戸村 二戸郡	県北広域振興局土木部 二戸土木センター
八幡平市 滝沢市 岩手郡 紫波郡	盛岡広域振興局土木部														
一関市 奥州市 胆沢郡 西磐井郡	県南広域振興局土木部														
花巻市 北上市 遠野市 和賀郡	県南広域振興局土木部 花巻土木センター														
宮古市 釜石市 上閉伊郡 下閉伊郡（普代村を除く。）	沿岸広域振興局土木部														
大船渡市 陸前高田市 気仙郡	沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター														
久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡のうち洋野町及び野田村	県北広域振興局土木部														
二戸市 九戸郡のうち軽米町及び九戸村 二戸郡	県北広域振興局土木部 二戸土木センター														
備考 改正部分は、下線の部分である。															

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。